

平成18年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成18年10月5日
沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

I 平成18年の給与改定

- 1 公民給与の較差（146円、0.04%）が極めて小さく、月例給の水準改定を見送り
- 2 期末・勤勉手当は国や他の都道府県との均衡などを総合的に勘案し、改定を見送り
- 3 比較対象企業規模など公民給与の比較方法の見直し
～ 月例給、ボーナスともに水準改定なし（2年振りに前年水準を維持）
- 4 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)適用者に、地域手当（医師等の特例措置）を適用

II 給与構造の改革の計画的な実施

- ～ 地域手当の段階的導入（支給割合の改定）、管理職手当の定額化、その他の改革（扶養手当における3人目以降の子等の支給月額を引上げ）

I 給与改定の内容

1 地域手当

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員に、医療職給料表(1)適用者に医師等に係る地域手当の特例措置が適用されていることとの均衡を考慮し、同特例措置を適用

<改定の実施時期>

- ・ この勧告を実施するための条例の公布日から実施

II 公民給与の比較方法の見直し

比較対象企業の範囲に関する国会での議論や人事院における比較方法の見直しを踏まえ、県民のコンセンサスを得るためには、同種・同等の者同士を比較するという原則を維持した上で、できるだけ広く県内の民間従業員の給与の実態を反映させることが肝要であることから、月例給における公民給与の比較方法を見直し

- ・ ラスパイレス方式による比較方法を維持（同種・同等の者同士を比較）
- 1 比較対象企業規模 従来の「100人以上」から「50人以上」に変更
 - 2 比較対象従業員 ライン職の民間役職者の要件を変更
要件変更後のライン職の役職者と同等と認められるライン職の役職者及びスタッフ職に拡大
 - 3 比較における対応関係の整理 企業規模50人以上100人未満の民間企業の役職段階の対応関係において、特定の役職段階について企業規模100人以上500人未満の民間企業との間で一定の差を設定

【参考】

行政職給料表適用職員（4,812人）
平均年齢 42.4歳 平均経験年数 19.9年
平均給与月額 374,953円 平均年収 約6,186千円

Ⅲ 給与構造の改革

給料表の見直しに伴う給与水準の是正、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映などを柱とする給与制度全般にわたる改革を平成18年度から着手（昨年勧告時において言及）

〈平成19年度において実施する事項〉

1 管理職手当の定額化

- ・ 年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制へ移行

2 地域手当の支給割合の改定

- ・ 平成22年度までの間は暫定的な支給割合としており、国の改定に合わせ、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の支給割合を引上げ

〈その他の改革〉

3 扶養手当の改定

- ・ 我が国全体としての少子化対策の推進に配慮した人事院勧告における同手当の改定の趣旨を踏まえ、3人目以降の子等の支給月額を1,000円引上げ（5,000円→6,000円）

〈実施時期等〉

- ・ 平成19年4月1日から実施
- ・ 管理職手当の定額化については、定額化後の手当額が平成19年3月31日に受けていた手当額に達しない職員に対し、必要な経過措置

【その他の課題】

- 1 特殊勤務手当の見直し 社会情勢の変化等により特殊性が薄れてきているもの等、業務の実態等を精査して所要の見直し
同手当の額、支給方法の規定に係る法形式の整備
- 2 勤務実績の給与への反映 昨年報告した給与制度見直しの趣旨を踏まえ、引き続き職員の勤務実績が的確に反映される給与制度の整備に努め、その導入について準備

Ⅳ 公務運営に関する報告

- 1 新たな人事評価制度の着実な実施
- 2 多様な人材の確保
- 3 研修に関する基本的な方針の策定
- 4 総実勤務時間の短縮
- 5 心身の健康管理対策及び安全衛生管理体制の充実
- 6 男女共同参画社会の推進
- 7 服務規律の保持及び公務員倫理の確立